

災害時の透析マニュアル

改訂版

令和7年4月

岡山県保健医療部医薬安全課

目次

第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策

- 1 概要…………… 1
- 2 平常時の体制…………… 1
- 3 県内で災害が発生したときの対応…………… 2
- 4 県外へ支援要請する場合の対応…………… 5
- 5 県外から透析患者の受入要請があった場合の対応…………… 6

第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル

- 1 平常時からの準備 …… 8
- 2 災害発生時の対応（被災地内医療機関） …… 10
- 3 災害発生時の対応（被災地外医療機関） …… 12

第3章 透析患者用マニュアル

- 1 平常時からの準備…………… 14
- 2 災害発生時の対応…………… 17

- 資料編…………… 20

第1章

災害時の透析医療確保に向けた対策

第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策

1 概要

透析患者は、定期的・継続的に透析を受けなければ生命にかかわるため、災害時の透析医療の確保は重要であり、透析施設の被害情報の収集や受入調整、透析用水の確保などについて、関係機関と連携し、速やかに対応を行う必要があります。

県では、医療機関の活動をバックアップするため、県災害対策本部の下に県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部を設置すること等により、指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速に実施できる体制を構築することとしています。

この章では、災害時の透析患者に対する適切な医療の供給体制の確保を図るために、特に必要となる事項について記載します。

なお、災害訓練や全国的な災害対応状況等を踏まえ、定期的にマニュアルの見直しを行うこととします。

2 平常時の体制

(1) 災害時透析医療ネットワークについて

公益社団法人日本透析医会では、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握及び水の確保に向けた情報収集のため、全国的な規模で日本透析医会災害時情報ネットワークを運営しています。

この日本透析医会の都道府県支部として、平成9年6月に岡山県医師会透析医部会が設立され、県内の災害時透析医療ネットワークの中心として活動しています。

(2) 県と岡山県医師会透析医部会等との連携体制

県と岡山県医師会透析医部会は、災害発生時に県内の透析医療の確保調整を円滑に行うために、定例的な会議などにより連携に努めます。また、各医療機関の連携強化に向けて、本マニュアルの周知や災害時の透析医療情報の情報伝達訓練等を行い、平時から災害に備えます。

(3) 災害時透析医療ネットワークへのアクセスについて

関係機関は、災害時透析医療ネットワークの各ホームページに素早くアクセスができるように備えます。

【災害時透析医療ネットワークのアドレス】

- ・日本透析医会災害時情報ネットワーク
<https://www.saigai-touseki.net/>
- ・岡山県医師会透析医部会
<https://otb.skr.jp>
- ・中国5県透析災害対策WEB（岡山県医師会透析医部会が運営するシステム）

<https://c5tb.net/>

※ 日本透析医会災害時情報ネットワークは、震度6弱以上の地震と、国または地方公共団体により災害救助法が適用されるような広範囲にわたる被害が発生した場合に活動を開始することとしています。

3 県内で災害が発生したときの対応

(1) 災害時における透析医療情報の流れ

【透析医療機関】

被災状況等を中国5県透析災害対策WEBに入力します。また、透析の可否等を患者に連絡します。

※広域災害・救急医療情報システム参加医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）にも入力します。

【岡山県医師会透析医部会】

県内透析医療機関の被災状況等の情報を収集し、県と情報共有します。また、日本透析医会へ必要に応じて報告します。

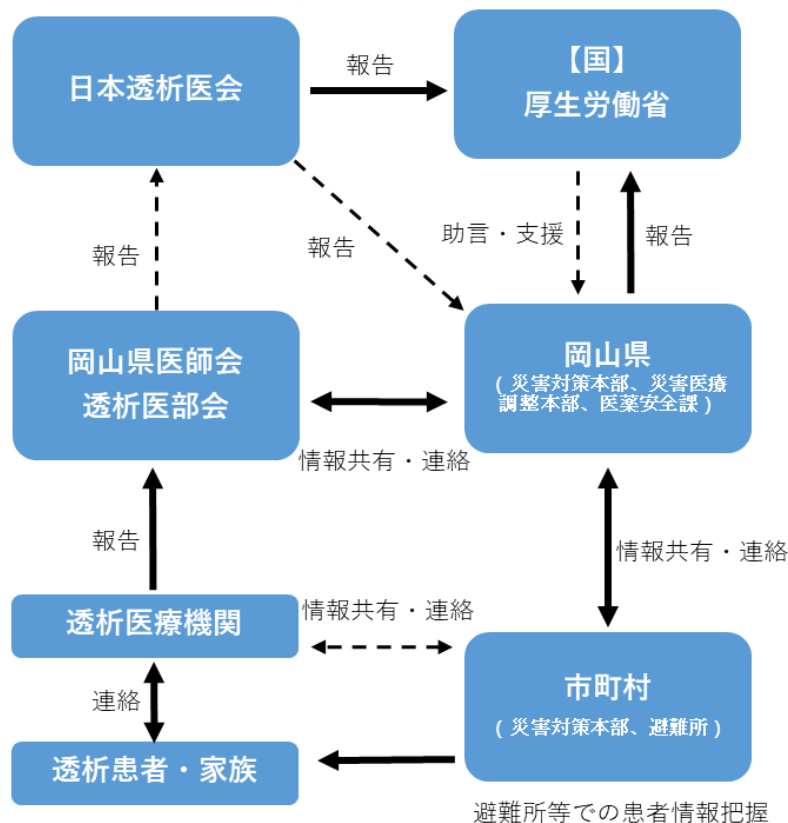
【県】

被災状況等の情報を岡山県医師会透析医部会と連携し、収集します。また、被災状況等を国に報告します。

【市町村】

地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、県に情報共有します。

<災害時の透析医療情報連絡系統図>



(2) 透析患者の受入調整と支援要請

【透析医療機関】

- 被災した透析医療機関は、自施設で透析医療の継続が困難な場合、中国5県透析災害対策WEBから代替医療機関の情報を入手し、受入調整を行います。
- 医療機関同士での調整が困難な場合は、岡山県医師会透析医部会を通じて支援要請を行います。

【岡山県医師会透析医部会】

- 被災した透析医療機関の受入調整の情報収集を行い、中国5県透析災害対策WEBに入力のない施設の状況確認を行います。また、透析医療機関から支援要請があった場合は、受入調整を行います。
- 県内での透析の確保が困難な場合は、中国5県透析災害対策WEB等の情報により隣県の透析医療機関と調整を行うとともに、県に支援要請します。

【県】

- 県内での透析医療の確保が困難な場合は、隣県等へ支援を要請し、国に報告します。
- 災害時における医療救護活動の助言等を行う、災害医療コーディネーターと情報の共有を図り、密接に連携し、透析医療の確保を図ります。

(3) 透析用水の支援の流れ

【透析医療機関】

- 水が不足する場合は、中国5県透析災害対策WEBに入力を行うとともに、市町村に応急給水の依頼を行います。

【市町村（水道事業者）】

- 透析医療機関から要請があった場合、応急給水を行います。区域内で応急給水が困難な場合は、広域的な支援を要請します。

【県】

- 市町村、日本水道協会岡山県支部（岡山市）等と情報共有を行います。必要に応じて関係機関と応急給水のための調整を行うなど、供給確保に努めます。

(4) 必要な医薬品等の供給

【透析医療機関】

- 医薬品等の不足が生じた場合は、中国5県透析災害対策WEBに入力するなど、医薬品卸売業者等に連絡し、医薬品等の供給を要請します。

【市町村】

- 可能な限り自らが調達した医薬品等に対応し、災害の状況等により不足する場合は、県に医薬品等の供給を要請します。

【県】

- 県内の医薬品等の供給状況を把握するとともに、必要に応じ、医療機関等の要請に基づき、医薬品卸売業者及び薬剤師会等に医薬品等の輸送を要請し

ます。

- 県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、速やかに中国四国及び厚生労働省へ支援要請します。

(5) 搬送体制の確保

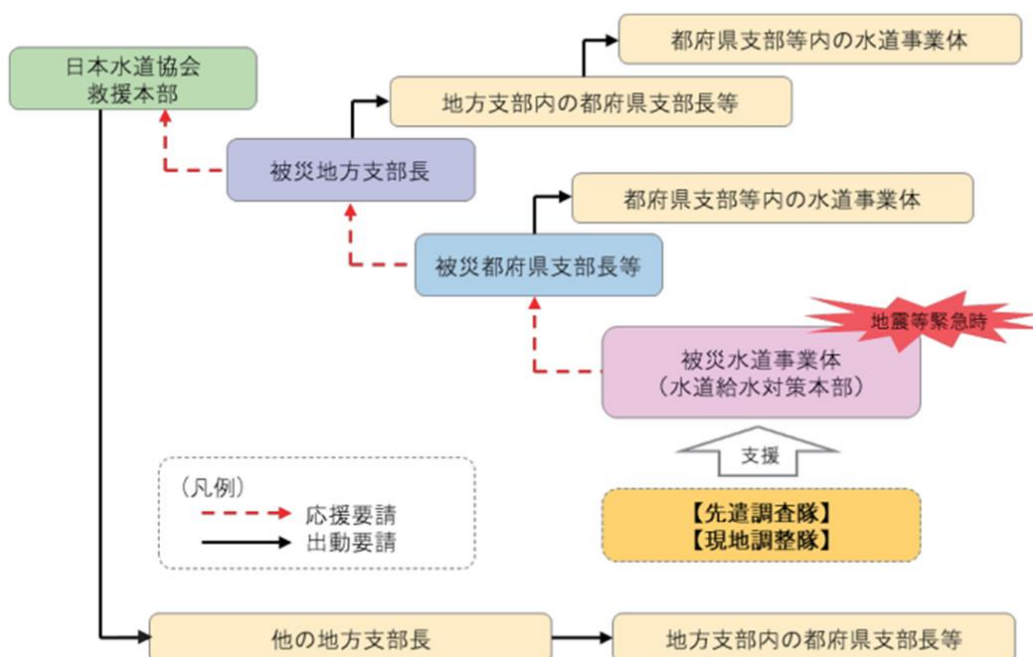
【岡山県医師会透析医部会】

- 透析医療機関、岡山県医師会透析医部会の調整による患者の搬送が困難な場合で、多数の患者の搬送が必要な場合は、可能な範囲で、患者情報リスト（資料編参照）を作成し、県に支援要請します。

【県】

- 岡山県医師会透析医部会から支援要請があった場合には、透析患者を搬送するため、警察・消防・自衛隊その他搬送関係団体や民間企業等と連携し、輸送経路の状況を把握し、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段の確保に努めます。

<水の支援要請の流れ> 引用：公益社団法人 日本水道協会 日本水道協会 地震等緊急時対応の手引き



4 県外へ支援要請する場合の対応

県内で透析医療の確保が困難な場合、隣県自治体等に以下の流れにより支援を要請します。

(1) 搬送患者の情報集約と提供

【透析医療機関】

- 搬送する患者の透析患者個人票（資料編参照）等により搬送及び必要となる情報を、岡山県医師会透析医部会に、メール等の使用可能な通信手段により連絡します。

【岡山県医師会透析医部会】

- 可能な範囲で、透析患者情報リスト（資料編参照）を作成し、透析患者個人票（資料編参照）等と併せて県に報告します。

【県】

- 岡山県医師会透析医部会から提供された透析患者情報リスト（資料編参照）と透析患者個人票（資料編参照）を受入先の自治体に提供します。

(2) 受入先の自治体との調整

【県】

- 県内での透析医療の確保が困難な場合は、隣県等へ支援を要請し、国に報告します。
- 近隣県の被災状況や搬送経路等を踏まえ、患者受け入れの候補地となる自治体との調整を行います。

(3) 受入先医療機関等との調整

【岡山県医師会透析医部会】

- 日本透析医会等と連携して、受入可能な透析医療機関の選定や情報提供、移送手段等を調整します。
- 可能であれば、搬送前に、各医療機関から収集した透析患者の状況に応じてトリアージを行います。
- 搬送前のトリアージが困難な場合は、受入先自治体等でトリアージを行います。受入先でのトリアージに協力するため、医療スタッフの同行を検討します。

(4) 宿泊施設等の確保と調整

【県】

- トリアージの結果を踏まえ、介護者、医療スタッフ等を含めた同行者リストを作成し、受入先自治体に宿泊施設の確保を依頼します。また、介護者等の確保ができない場合は、受入先自治体等にスタッフ確保等を要請します。

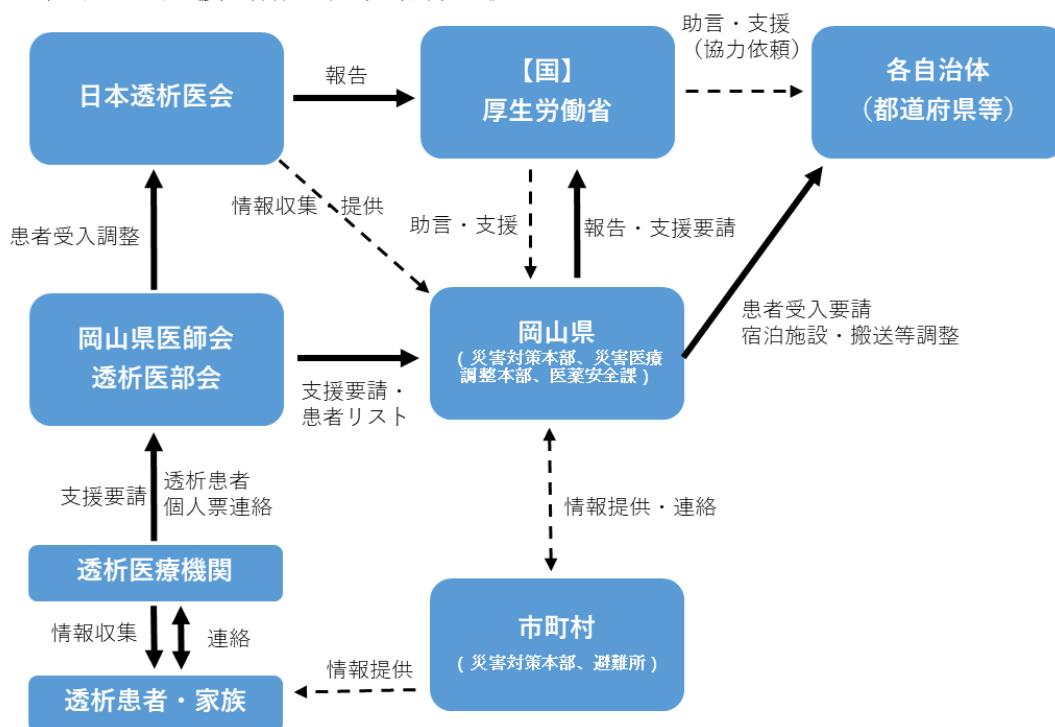
(5) 搬送体制の確保

【県】

- 他都道府県に透析患者を搬送するため、警察・消防・自衛隊その他搬送関係団体や民間企業者等と連携し、輸送経路の状況を把握し、陸路のみならず、海路も含め多様な輸送経路・手段の確保に努めます。

- 必要に応じて、災害時の応援協定等に基づき、受入自治体に搬送支援を要請します。

< 県外への支援要請を行う場合の流れ >



5 県外から透析患者の受入要請があった場合の対応

被災自治体から透析患者の受入要請があった場合、以下の流れにより受け入れを行います。

(1) 被災情報の収集等

【県】

- 大規模災害が発生した場合、速やかに被災情報を収集します。
- 被災自治体からの透析患者の受入要請に備え、岡山県医師会透析医部会と連携しながら、受入可能な透析医療機関の情報把握を行います。

(2) 受入人数及び患者状況の把握等

【県】

- 国または被災した自治体から、県に患者の受入要請があった場合、透析患者の人数や病態、医療スタッフ同行状況等の情報を収集します。
- 岡山県医師会透析医部会等と調整し、県内での受け入れが可能かどうか判断し、被災自治体に連絡します。

(3) 受入医療機関の調整

【県】

- 被災地からの受け入れが可能と判断した場合、透析医療の確保について、岡山県医師会透析医部会へ連絡します。
- 被災地からの透析患者個人票（資料編参照）及び透析患者情報リスト（資料編参照）を可能な範囲で事前に受け取り、関係機関等と調整します。

【岡山県医師会透析医部会】

- 被災地から同行した医療スタッフと連携して、緊急性のある患者や入院の必要な患者のトリアージを行うとともに、県内で災害が発生した時の対応と同様に、受入可能な透析医療機関の調整を行います。
- 県が確保した宿泊施設からの通院等も考慮し、透析医療機関の受入調整を行います。

(4) 宿泊施設の確保と調整

【県】

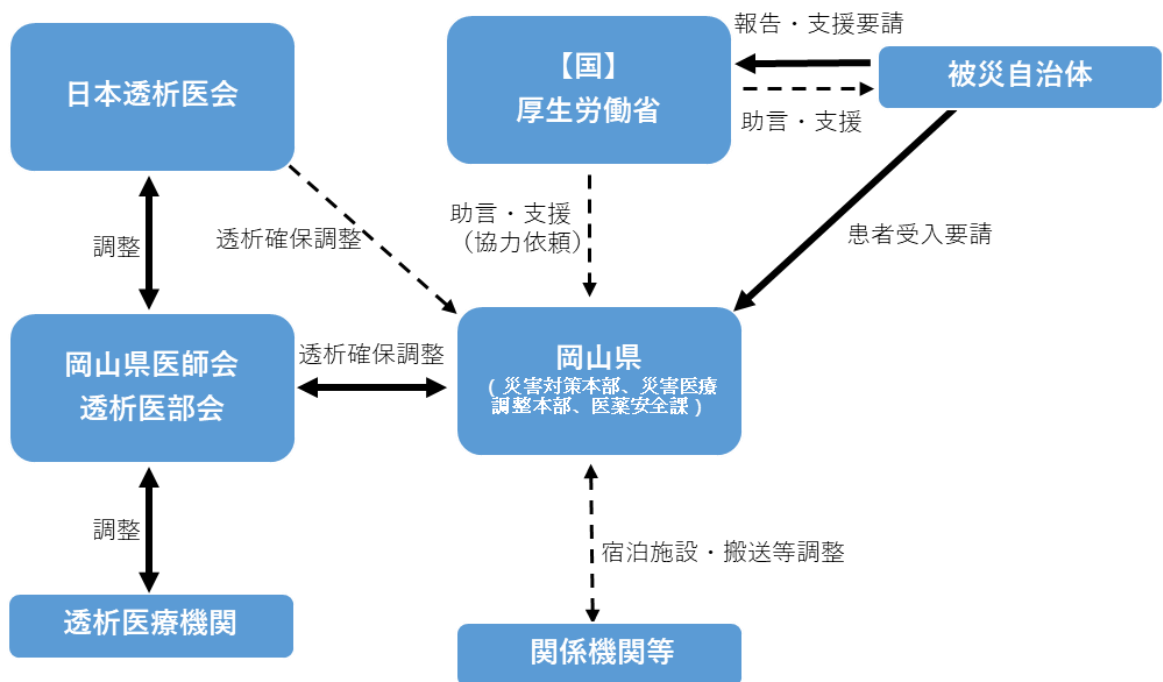
- 災害時の応援協定等に基づき、被災自治体から搬送に係る要請があった場合、関係機関等と調整して宿泊施設の確保を行います。

(5) 搬送に係る支援

【県】

- 災害時の応援協定等に基づき、被災自治体から搬送に係る要請があった場合、関係機関等と調整して搬送支援に努めます。

<県外からの透析患者の受入要請等の流れ>



第2章

透析医療機関の災害対策マニュアル

第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル

1 平常時からの準備

(1) 院内の災害対策体制の整備

- 院内に災害対策委員会等を設置して、施設の災害対策を一元的に検討決定できるようにします。委員会は定期的を開催し、防災意識の共有、患者及び職員の教育などを行うとともに、委員会での決定事項は全職員に周知して、日頃から防災意識を高めておきます。
- 事業継続計画（BCP）を策定し、災害時に優先して遂行する業務を事前に決めておき、限られた人員、資源を効率的に投入できるようにしておきます。また、施設ごとに透析中止の判断基準を決めておきます。
- 災害時の対応をまとめたマニュアルを作成し、防災訓練の実施、施設及び設備の定期的な自己点検を行います。

(2) 緊急時の施設内連絡網の整備

- 災害発生時に直ちに必要とする職員参集のため、緊急連絡網を整備しておき、管理者や医師、スタッフ等必要な職員について、携帯電話などの連絡手段を確保しておきます。
- 医療機能を維持するために必要な電気、水、燃料、食料などの調達先や関係機関（県、市町村、医師会、消防機関など）の連絡先を確認しておきます。
- 災害用伝言サービス（伝言ダイヤル171、伝言板web171など）についても、災害時に活用できるよう、体験利用等を実施して準備をしておきます。

(3) 患者との連絡方法の確認

- 透析医療機関は透析が実施可能か否かを知らせるために、患者の緊急連絡先を把握しておくことが大切です。本人のみならず、家族との連絡方法に関しても把握しておくことが必要です。
- 患者から透析医療機関への連絡ができるように、緊急時の連絡方法について知らせしておきます。

(4) 自己管理のための患者指導

- 災害時には透析不足となることが十分予測されるため、日頃から体重や食事管理、薬の内服など自己管理を適切に行えるように患者を指導しておきます。
- かかりつけ医以外で透析を受ける場合に備えて、緊急医療支援手帳等を携帯し、最新の情報にするよう伝えておきます。

(5) 協力医療機関の確保

- 各透析医療機関は、災害時に透析が不可能になった場合に備えて、透析医療機関と災害時の透析医療について、相互の応援、協力体制について予め確認しておくことが必要です。
- 災害時の協力医療機関については、患者にも情報提供しておきます。

(6) ライフラインの点検と確保

- 平常時から、医療機関の維持に必要な透析機器や、電気、水道などの施設・設備の点検を定期的実施しておきます。
 - 水道事業者や電力会社等の担当部門と相談し、透析用の水、電気等の確保の方法を確認しておきます。
 - 災害時にも動作可能な情報伝達手段の確保に努めます。
- (7) 透析装置等の転倒防止、緊急処置用品等の配置
- 透析装置等の転倒や揺れによる損傷を防止するために、床面にアンカーボルト等で固定します（透析用監視装置などキャスターの場合は、フリーにしておきます。）。さらにベッドはロックを掛けて移動を防止します。
 - 透析用給水に用いられる塩化ビニル管は破損しやすいので、接続部分をフレキシブル管へ変更する等の対処をしておきます。
 - 透析中の災害発生時に透析機器からの離脱が必要な場合に対して、緊急に離脱するための備品を確保し、ベッドサイドに常時設置しておきます。これらの備品を日頃から整備しておきます。
 - 透析患者の透析室からの避難時には、救急処置物品（血圧計、ガーゼ、ばんそうこう、救急薬品等）を整備し、持ち出し可能としておきます。また、拡声器など円滑な伝達手段を用意しておきます。
 - 患者の移送に備えて、可能であれば規制除外車両を準備しておきます。
- (8) 医薬品・医療用器材等の備蓄
- ダイアライザー・回路等の透析器材、透析液、透析に必要な医薬品について、可能な限り一週間分の備蓄に努めるようにします。
 - 災害発生時の医薬品、医療用機器材等の調達方法について、取引先など卸会社または薬局等とあらかじめ必要な調整を行っておき、緊急時の対策を講じておきます。
- (9) 要配慮者・避難行動要支援者への支援
- 視力障害や歩行障害等合併症のために、平常時においても通院に介護が必要であるなど、災害時の行動が著しく制約される患者に対しては特に配慮します。
 - 患者の介護者の連絡先等を確認しておくとともに、災害時の安否確認の方法、介護者の確保等の対応について、患者及び家族と十分打ち合わせをしておきます。
- (10) 腹膜透析（PD）患者への対応
- PDは通常月1、2回程度の通院のほかは、在宅で行う治療法であるため、各透析医療機関は実情に応じて通院時の患者指導のほかに、腹膜透析液（PD液）などのPD物品を患者宅に納品する業者との情報交換を行い、物品の供給に支障を来さないように協力体制を確保します。
 - 患者に対し、器材業者との間で災害時にも連絡が取れるように指導しておきます。

2 災害発生時の対応（被災地内医療機関）

2-1 患者の保護

(1) 患者の安全確保

- 地震で揺れの続く間は、患者に針が抜けないように血液回路（チューブ）をしっかり握り、ベッドの柵につかまって、振り落とされないようにすることなどを伝えておきます。
- 透析従事者は、揺れの続く間は自らの安全を確保するように努めます。パニックを起こしそうになっている患者に対しては、状況に応じて患者に寄り添うなど、落ち着かせるようにします。
- 透析中止、患者避難などが必要かつ確に判断し、明確に指示します。
- 被害状況を説明するなど、患者に情報を与えるようにします。
- 勤務している職員で分担し、在院患者の安全確認を行います。
- 負傷者が発生していれば、重症度に応じてトリアージを行い、緊急性の高い処置を最優先します。

(2) 患者の緊急避難

- 建物の倒壊や火災・有毒ガスの発生、津波の来襲等により、患者を緊急に避難させる場合は、あらかじめ定めている避難計画に基づき、迅速に安全な場所に避難させるようにします。

2-2 自医療機関内の体制の確認

(1) 職員の参集

- 勤務時間中に災害が発生した場合には、在院している職員（医師、看護師、臨床工学技士、事務職員等）の受傷等の被害状況を確認し、勤務可能な人員を職種別に把握します。
- 勤務時間外に災害が発生した場合には、緊急連絡網などにより職員に連絡し、家族の安全確認後、必要に応じて参集するよう指示します。

(2) 建物・施設等の点検

- 施設の建物及び水道、電気、ガスなどのライフライン関連設備の被害状況を把握するとともに安全確認を行います。
- 透析機器、電話、インターネットなどの通信機器等の作動状況を直ちに確認します。透析設備、機器類の故障や転倒などは、メンテナンス業者などに連絡をとり、すみやかな復旧に努めます。
- 故障が発生している場合には、メンテナンス業者などに連絡をとり、すみやかな復旧に努めます。
- 診察室、検査室など、各室毎に被害状況を把握するとともに、使用可能状況を確認します。
- 医薬品、医療器材の使用可能状況を確認し、不足する場合は、日頃から提携している業者や市町村、県に提供を依頼します。

(3) ライフライン関連被害状況等の把握

- 透析医療機関としての医療機能を維持するのに必要な電気、水、燃料等の被害状況、回復の可能性等を把握します。
 - 修理が可能な箇所については自力の復旧を試みます。
 - 水道、電気等ライフラインの供給が停止等に陥っている場合は、市町村や各供給事業者から復旧の目途について、「おかやま防災ポータル」などで情報収集し、応急支援について要請します。
- (4) 周辺被害状況の把握
- 施設の周辺地域及び当該市町村内の被害情報等を収集し、周辺地域の被災状況を把握します。
 - 周辺道路等の被害状況を把握し、通行可能かどうかを確認します。
 - 周辺の建物崩壊や火災延焼等の危険がある場合などは、施設内患者・職員を避難させるようにします。
- (5) 情報収集・伝達手段の確認
- 関係機関との連絡手段として、電話、ファクシミリ、インターネット等の被害状況を確認します。
 - 県や市町村、消防機関等の関係機関、日頃から提携しているメンテナンス業者等へ迅速かつ確実な通信手段の確保に努めます。
- (6) 透析可否の判断
- 職員参集状況や施設・設備などの被害状況・復旧の可能性を勘案し、透析医療の可否を判断します。
 - 透析医療が可能な場合には、現患者数、被害状況、受け入れ可能患者数などを、不可能な場合には、緊急に透析を必要とする患者数、その通院手段、復旧見通しなどを整理します。
 - 透析医療の可否、今後の透析予定、必要に応じて周辺の受け入れ機関について、患者へ連絡します。
- (7) 中国5県透析災害対策WEBへの登録
- 透析医療の可否、復旧の見通し等の自施設の情報を、中国5県透析災害対策WEBに登録します。特に透析が不可能な場合は協力医療機関や周辺の透析可能・受け入れ可能施設の情報を中国5県透析災害対策WEBから入手して、可能なら受け入れ可能施設に連絡した上で、患者の透析継続を依頼します。
 - 日本透析医会災害時情報ネットワークにも必要に応じ登録し、広域災害・救急医療情報システム参加医療機関は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に被災状況や受入可能人数などを入力し、関係機関と情報を共有します。
 - インターネット、電話、ファクシミリ等が不通または混み合っている場合は市町村、県に報告する等、可能な限り報告が途絶することのないように努めます。

2-3 透析医療の実施

(1) 透析が可能な場合

- 大規模な災害が発生した場合、多くの透析施設が被災する可能性があるため、透析可能な施設には被災地内の患者が集中することも考えられます。
- 患者には無用な不安を与えないように正確に状況を伝えます。
- 透析を求めて来院した患者には、施設の能力と患者の緊急性を検討した上で、適切な透析医療を行います。また、緊急性がない場合や施設の能力を超える場合には、代替医療機関を紹介し、必要に応じて搬送など患者移動の便宜を図ります。
- 一人あたりの透析時間を短縮するなどして、できるだけ多数の患者の透析を効率よく行うようにします。
- 患者が帰宅する場合には、家族との連絡や帰宅途上の交通手段等を考慮し、危険防止に努めます。

(2) 透析が不可能な場合

- 中国5県透析災害対策WEB等からあらかじめ決めておいた協力医療機関に連絡するか、日本透析医会災害時情報ネットワーク等から代替医療機関の情報を入手し、できるだけ被災地外で、かつ患者と家族の利便性などを考慮した上で、患者に代替医療機関の紹介等、必要な指示を行います。また、代替医療機関に対して、必要な患者情報を伝達します。
- 日本透析医会災害時情報ネットワーク等内での受入調整が困難な場合は、岡山県医師会透析医部会へ連絡し、支援を要請します。
- 要請を受けた岡山県医師会透析医部会は、再度調整を行い、県内での透析医療の確保が困難な場合は、県へ連絡します。
- 透析医療の再開の時期など、今後の見通しについて患者に伝えます。
- 透析医療を再開する場合は、関係機関、代替医療機関及び患者に伝えます。

(3) 腹膜透析（PD）患者への対応

- PDを実施している医療機関は、患者の安否を確認するとともに、必要な指示を行います。
- 腹膜透析液（PD液）と用具等の確保や提供を透析液製造販売会社と緊密に連携し、行います。

3 災害発生時の対応（被災地外医療機関）

(1) 透析患者受け入れに向けた連絡調整

- 被災地外の医療機関は、患者の受け入れ可能人数などを、中国5県透析災害対策WEB及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等に入力し、関係機関と情報を共有します。

(2) 被災地内患者の受け入れ体制の整備

- 職員の勤務体制を緊急時の勤務体制に切り替えます。
- 日頃の備蓄に加え、水、医薬品、医療器材等の在庫を確認し、十分に確保

します。

- 可能な限り被災医療機関、患者及び行政機関などと連絡が途絶えないように通信手段を確保します。

(3) 被災地内患者の受け入れ

- 1日の透析回数を増やしたり、一人あたりの透析時間の短縮などを行い、できるだけ多くの患者を受け入れます。
- 緊急医療支援手帳等から透析条件をよく確認し、適切に対応します。
- 適宜、患者の受入状況等を中国5県透析災害対策WEB等に入力します。
- 患者が一時的に集中して受け入れ可能人数を超えてしまい、他の透析医療機関による支援が必要となった場合は、岡山県医師会透析医部会へ連絡します。

第3章

透析患者用マニュアル

第3章 透析患者用マニュアル

1 平常時からの準備

(1) 非常持出品の準備

- 生活必需品や毎日服用が必要なくすりは、本人と家族分を3日分（できれば1週間分）まとめておき、すぐ持ち出せるように、置き場所を決めておきましょう。また、必要に応じて2か所に準備しておきましょう。
- 寝室に飛散したガラス等によるケガを防ぐために、寝室に靴を用意しておくといでしょう。
- 外出や移動に慣れておきましょう。（レスパイト入院の利用など）
- やむを得ず在宅避難（家に留まる避難）を選択する方は、日常的に必要な水・食料や電源（電池）などの防災用品を備蓄しておきましょう。（避難所への避難と在宅避難のどちらを選ぶにしても十分な用意が必要です。）
- 停電してから避難するのは危険なので、予測できる災害（風水害）では、日中の明るいうちに避難しましょう。

【非常持出品リスト（患者と家族分）】

- 緊急医療支援手帳
- おくすり手帳
（※おくすり手帳がない場合は、薬の情報を記載した用紙など）
- 健康保険証
- 特定医療費（指定難病）受給者証
- 障害者手帳
- 心身障害者医療費受給資格者証
- 介護保険被保険者証
- くすり ※毎日服用が必要なくすりは3日分（できれば1週間分）
- 医療機器 ※人工呼吸器、酸素療法、胃ろう等にかかる必要物品
- 身分証明書（運転免許証など）
- 食料品等 ※飲料水や食料品は最低3日分、水は1人1日3リットルが目安
- 衣類等
- 貴重品
- 日用品（軍手、懐中電灯、ヘッドランプ、ペンダントライト、携帯ラジオ、ティッシュペーパー、ライター、笛等）
- その他（病気特有で必要な物等）

一般に災害時は、本格的救済開始やライフラインの回復に約3日かかると言われています。3日間72時間乗り越えるために、普段から必要な物を準備しておきましょう。

必要な物は、1箇所（ベッド下など身近なところ）にまとめて、防水素材のリュック等に入れておきましょう。（必要に応じて同じものをもう1箇所にもまとめておきましょう。）訪問看護などのサービスを利用している場合、置き場所を共有しておきましょう。



(2) 災害時の対応についての確認

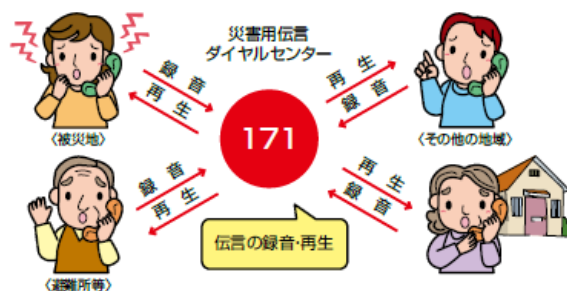
- 通院している透析医療機関との連絡方法を確認しておきましょう。

- 通院している透析医療機関以外の医療機関を受診する場合に備えて、病状的確に伝えるための準備をしておきましょう。
- 通院が予定どおりできないことを想定し、食事管理等の対処の仕方を確認しておきましょう。
- 災害時に備えて、普段から災害時の透析に関する情報の入手先について調べておきましょう。
 - ・地域の中国5県透析災害対策WEB
 - ・お住まいの市町村や県などの行政機関窓口
 - ・特定非営利活動法人岡山県腎臓病協議会などの患者団体の連絡先
 - ・電話会社の災害用伝言ダイヤルの利用方法 等
- 家族とよく相談し、災害時の避難場所、連絡先などについて確認しましょう。事前に行って確認しておくことも必要です。
 - ※ 家族と別々の場所にいる時に被災する可能性も考えられます。災害時に連絡を取り合うために災害用伝言ダイヤルなどの使用方法について、家族にも知っておいてもらいましょう。
- 災害時に搬送が必要な人は、保健所や市町村職員、かかりつけ医、訪問看護師、消防署員等とどのような対処ができるかを事前に相談しておきましょう。

災害用伝言ダイヤル「171」

NTTでは、大規模災害が発生して電話が混乱したときに、安否確認等の手段として、災害用伝言ダイヤルサービスを実施しています。災害が発生した時に、家族・親戚・友人などと連絡を取り合えるように、伝言の録音、再生をするサービスです。

「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行います。



災害用伝言板サービス（携帯電話のメール伝言板）

携帯電話事業者は、災害時に家族・親戚・友人などの安否確認に利用できる災害用伝言板サービスを実施しています。

各社に設置された災害用伝言板サービスへ安否情報を登録すれば、携帯電話やパソコンのインターネット機能を利用して確認することができます。詳細は、携帯電話事業者に確認してください。

※災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板サービスともに、体験サービスができるように「体験利用日」が設定されています。

- ・毎月1日と15日
- ・防災週間（8月30日～9月5日）

- ・防災とボランティア週間（1月15日～21日）
- ・正月三が日（1月1日～1月3日）

（3）透析医療機関までの移動手段等の確認

- 通院している透析医療機関までの現在の通院経路以外にも複数の通院経路を確認しておきましょう。車のガソリンも確認しておきましょう。
- 災害時には、公共の交通機関や車が利用できないことを念頭に、透析医療機関までの移動手段を確認しておきましょう。
- 通院している透析医療機関に受診できない場合の代替透析医療機関を確認しておきましょう。
- 親戚、知人、友人宅などの避難先を想定して、そこに近い透析医療機関を把握しておきましょう。
- 大規模な災害の場合、県外で透析を受けることになる可能性も考慮しておきましょう。

（4）透析医療情報の携帯

- 服用している薬を理解し、1回でも飲み忘れたら体に影響が出る薬については持ち出せるようにしておきましょう。（血圧降下剤、心臓病薬、インスリン、糖尿病内服薬等）。
- 「緊急医療支援手帳」等に必要事項を記入し、常時携帯しましょう。また、1年に1回は内容を確認しましょう。（可能であれば、透析時使用のダイヤライザー、凝固剤の名称や量、液流量、血液流量を覚えておきます。）
- 家族も透析の医療情報（「緊急医療支援手帳」などのコピー）を持っておきます。できれば、透析条件や服用している薬は覚えておきましょう。

（5）地域の支援者への協力要請

- 地域や職場などの防災訓練にはできるかぎり参加し、避難所や避難方法を確認したり、訓練の機会等を利用して、日頃から近隣住民とのコミュニケーションを深めておきましょう。
- 近隣者や親族などに避難や通院の援助、安否情報を関係者に情報発信することについて依頼しておきましょう。

（6）災害時の食事留意点の熟知

- 災害によって透析が予定どおりにできない場合でも、食事と水分を上手に管理すれば、数日間は日常生活を過ごすことができます。

【災害時における食事の留意点】

- ①熱量（カロリー）が不足しないように適切に取る。食べずにカロリー不足になることは極力避ける。
- ②タンパク質を適度に取り取る。
- ③塩分を少なくする。
- ④カリウムを抑える。
- ⑤水分を減らす。

※災害時に配給される食事の中で、カリウム、リン、塩分を多く含む食品に注意が必要です。（例えば、バナナ、みかんなどの果物、インスタントコーヒー、さつまいも、カップ麺、おにぎりなど）

2 災害発生時の対応

2-1 災害発生直後

(1) 身の安全と迅速な避難

- 地震の揺れは、数十秒から1～2分程度続きます。その間は落下物から身を守るため、机やテーブル等の下にもぐり、揺れがおさまるのを待ちましょう。移動が困難な場合は、座布団やクッションで頭部を守りましょう。
- 避難する前に、すばやく火の始末をし、その次にガスの元栓を閉めましょう。
- 靴を履き、逃げ場（避難のためのルート）を確保しましょう。
 - ※ 揺れによる歪みが生じ、扉などが開かなくなる恐れがあるので、出入口の扉や窓などをすばやく開けておくことも有効です。
- 地震の時は、電気のブレーカーを落としましょう。
- 家族の安全を確認しましょう。
 - ※ 建物の倒壊により閉じこめられたり、怪我をして動くことができない場合は、自分の居場所を知らせるために、大声を出す、笛や防犯ベルを鳴らすことも役立ちます。
- 近隣住民へ声を掛け合い、一緒に避難しましょう。移動に介助を要する場合は、支援を求めましょう。
 - ※ 移動が困難な人を介助者1人で移動させることが難しい時は、毛布などを下に敷き、引っ張ることで移動させやすくなります。
- 自治体や町内会で避難したことを周囲に知らせる合図を決めている場合は、合図を出して避難しましょう。
- 必要なくすり、医療機器や「緊急医療支援手帳」、食料品など必要なものを持ち出しましょう。
- ラジオや防災無線等から正しい情報を収集しましょう。
- 負傷や体調によっては医療機関に連絡し、指示を受けましょう。医療機関に連絡が取れない場合は、市町村の相談窓口連絡し、救護所へ行きましょう。

- 浸水した道路を避難するときには、水面下にはマンホールや側溝などの危険な場所がありますので、長い棒を杖代わりにして確認するなどし、足元に十分注意しましょう。
 - 路上で浸水してきたら、浸水から逃げるために高い建物へ避難するようにしましょう。また、強風で看板が飛んだり、街路樹が倒れるなど危険な場合は、近くの頑丈な建物に避難しましょう。
- (2) 透析医療機関への相談・受診
- 通院している透析医療機関に連絡し、自身の状況を報告し、指示を受けましょう。
 - 避難所に避難した場合は、担当者に透析患者であることや次の透析予定日を告げ、通院の手配を依頼しましょう。
 - 透析中に災害に遭遇した場合は、施設のスタッフの指示に従いましょう。
- (3) 透析可能医療機関の情報の把握
- 通院している透析医療機関と連絡が取れない場合は、岡山県医師会透析医部会の中国5県透析災害対策WEB等を通じて、他の透析可能医療機関の情報を入手しましょう。
 - 市町村、保健所に問い合わせたり、報道機関（テレビなど）などから情報を入手しましょう。
 - 患者さん同士の連絡やNTTの「災害用伝言ダイヤル」などの利用も考えましょう。
- (4) 代替医療機関での透析
- 「緊急医療支援手帳」等を提示し、透析の条件や内容を知らせ、透析を受けましょう。
 - 通院している透析医療機関に他院で透析を受けていることを連絡しましょう。
 - 大規模災害では、集団で他県に移動し、透析を受ける場合もあります。医療機関の指示に従いましょう。
- (5) 被災情報の発信
- 被災状況（安否）、避難先を災害時の連絡網に基づき、家族、知人、関係者等へ情報発信しましょう。
 - ※ NTT災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板サービス（携帯電話のメール伝言板）を利用。
 - 中国5県透析災害対策WEBに安否情報を登録します。
 - 近隣住民や自主防災組織等に対して、協力が必要な場合は支援を要請しましょう。
- (6) 腹膜透析（PD）を受けている患者
- 最初に自分の身を守りましょう。
 - 腹膜カテーテルなどが破損していれば、すぐにかかりつけの医療機関に連絡しましょう。
 - 腹膜透析中の場合は、腹膜透析液（PD液）、回路、腹膜カテーテルが破

損したり、汚染していないか確認し、汚染されたところから身体に近いところでストッパーを2か所かけて汚染された透析液が体内に入らないようにし、透析操作を終了します。また、周囲の被害状況から腹膜透析が継続できないときは、その緊急度に応じて、接続チューブで離断して避難するか、通常の終了操作を行ってください。

- 身体に被害がなければ、透析を行う場所と器材の被害状況を確認します。
- 透析できない場合は、かかりつけの医療機関等に連絡して避難先を相談しましょう。
- 自宅で透析を継続できそうな場合は、器材の残量を確認して、必要であれば業者に連絡して配送を依頼しましょう。
- 落ち着いたら身体の状態をかかりつけの医療機関に報告して指示を受けましょう。

2-2 被災2～3日後

(1) 安否状況の関係者への連絡

- 避難所にいる場合は、避難所の担当者に日頃から医療を受けていることを伝えましょう。また、安静や介護が必要な場合は、福祉避難所等への移動を避難所の担当者に相談しましょう。
- 自宅にいる場合は、関係機関や近隣住民、自主防災組織に被災状況を情報発信し、必要な支援について相談しましょう。

(2) 病状悪化を防ぐための手立て

- 身体状況を確認し、体調の変化があれば、必要に応じて医療機関や救護所に相談しましょう。
- 毎日服用しているくすりが手元にない場合は、医療機関を受診しましょう。かかりつけ医以外の病院を受診する場合は、「緊急医療支援手帳」や「おくすり手帳」等を用いて的確に病状を説明し、診察を受けるようにしましょう。
- 生活環境の変化や災害への恐怖心、不安感等により精神的に不安定となる場合があります。必要に応じて、医療機関や救護所に相談しましょう。

資料編

透析患者個人票

NO.

| | | | | | |
|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フリガナ | | 性別 | 生年月日□ | | 年齢 |
| 氏名 | | <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 | 西暦 (和暦) | (T・S・H 年) | 歳 |
| 住所 | | | | | |
| 郵便番号 | 都道府県 | 市区町村 | 町名・番地等 | | |
| 連絡先(電話番号) | | | | | |
| 自宅 | () | 携帯電話 | () | | |
| 病名(例:腎不全、糖尿病など全ての病名を記入してください。) | | | | | |
| 通院している病院の所在と名称 | | | | | |
| 市町村 | | 病院名 | | | |
| 従来の透析回数 | | 最終透析日 | | 導入透析日 | |
| 週回 | 月日 | (透析時間) | 時間 | 年月日 | |
| DW | 感染症に関する情報 | | | | 血液型 |
| kg | HB Ag | HCV | HIV | 梅毒 | その他 |
| | <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> - | <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> - | <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> - | <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> - | <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> - <input type="checkbox"/> A型 <input type="checkbox"/> B型 <input type="checkbox"/> O型 <input type="checkbox"/> AB型 |
| 禁忌薬・アレルギー | | 有の場合、詳細を記入してください。 | | | |
| <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | | | | |
| 家族等付き添い | | 有の場合、詳細を記入してください。 | | | |
| <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | フリガナ | | 連絡先 | 続柄 |
| | | 氏名 | | () | |
| ADLについて (☑をする) | 1 | 移動(<input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 自立) | | | |
| | | 移動方法 | <input type="checkbox"/> 杖 <input type="checkbox"/> 歩行器 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| | 2 | 食事(<input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 自立) | | | |
| | | 食事内容 | <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> 特別食(例:きざみ食、ミキサー食、とろみ食等) <input type="checkbox"/> その他() | | |
| | 3 | 排泄(<input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 自立) | | | |
| 排泄方法 | | <input type="checkbox"/> ポータブルトイレ <input type="checkbox"/> ベッド上排泄 <input type="checkbox"/> おむつ <input type="checkbox"/> その他() | | | |
| 4 | 入浴(<input type="checkbox"/> 全介助 <input type="checkbox"/> 一部介助 <input type="checkbox"/> 自立) | | | | |
| 通院する (☑をする) | 1 | <input type="checkbox"/> 公共交通機関を使って自立で通院できる。 | | | |
| | 2 | <input type="checkbox"/> 介助があれば公共交通機関を使って通院できる。 | | | |
| | 3 | <input type="checkbox"/> 介助があっても公共交通機関では通院できない。 | | | |

緊急医療支援手帳

お願い

私は、慢性腎不全のため人工透析治療を受けている患者です。

私が倒れている場合は、最寄りの救急医療施設に運んでください。

また、緊急連絡先にご連絡をお願いします。



ももち (岡山県マスコット)

岡山県

年 月 日記入

本人の状況

フリガナ
【氏名】

【生年月日】 T・S・H 年 月 日

【性別】 男 ・ 女

【住所】

【電話番号】 () -

【緊急時連絡先】

| 氏名 | 本人との関係 | 連絡先 (電話等) |
|----|--------|-----------|
| | | |
| | | |
| | | |

1

【身体障害者手帳】 () 級

【自立支援医療受給者証】

受給者番号 ()

【心身障害者医療費受給資格証】

受給資格者番号 ()

【介護保険被保険者証】

要支援 1 2

要介護 1 2 3 4 5

【健康保険証】

名称 ()

保険証記号 ()

保険証番号 ()

【その他】

医療・透析情報

かかりつけ医

| 病院名 | 医師名 | 連絡先 (電話等) |
|-----|-----|-----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

【原疾患名】慢性腎炎

糖尿病性腎症

その他 ()

【血液型】 (A ・ B ・ O ・ AB)

(Rh + ・ -)

【アレルギー】 (有 ・ 無)

2

3

【透析方法】血液透析・CAPD

その他 (_____)

【透析回数】 週 回

(曜日: _____)

【透析時間】 時間 分

【透析時間帯】 昼・夜・その他 (_____)

【使用ダイアライザー】

【血液流量】 (_____ ml / 分)

【抗凝固剤】 (_____)

4

【透析液】 (_____)

【体重 (ドライウエイト)] (_____ kg)

【平常時血圧] (_____ / _____ mmHg)

【シャント部位]
(_____)

【針の太さ] (_____ ゲージ)

【定期注射薬]
(インスリン、鉄剤、エリスロポエチン製剤など)

【人工血管] (有 ・ 無)

5

【使用薬剤名]

【禁忌薬剤名]

【合併症の有無] (B型、C型肝炎の有無)

6

【診療上の禁忌・注意事項]

【緊急時の対応方法]

【その他]

7

関係機関連絡先

| 機関名 | 担当者名 | 連絡先（電話等） |
|-----|------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |



8

避難所等

その他特記事項

9

非常持出品リスト

- 緊急医療支援手帳
- おくすり手帳
(手帳がない場合は、くすりの情報を記載した用紙など)
- 健康保険証
- 障害者手帳
- 自立支援医療受給者証
- 心身障害者医療費受給資格証
- 介護保険被保険者証
- くすり
毎日服用が必要なくすりは3日分（できれば1週間分）

- 医療機器

10

- 身分証明書（運転免許証など）
- 食料品等
※飲料水や食料品は最低3日分、水は1人1日3リットルが目安
- 衣類等
- 貴重品
- 日用品
(軍手、懐中電灯、携帯ラジオ、ティッシュ、ライターなど)
- その他（病気特有で必要なものなど）

必要なものは、必ず1カ所にまとめて防水素材のリュック等に入れておきましょう。



11

備考欄

備考欄

12

13

◆災害用伝言ダイヤル「171」

地震などの災害の発生により被災地への通話がつながりにくくなった場合に開設「171」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行う。

◆災害用伝言板サービス（携帯電話のメール伝言板）

震度6弱以上の地震等大規模災害時に開設携帯電話のインターネット機能を利用し、災害用伝言板サービスへ安否情報を登録・確認する。

※一般に災害時、本格的救済開始やライフラインの回復に約3日かかると言われています。3日間72時間乗り越えるために、普段から必要なものを準備しておきましょう。

14

【問い合わせ先】

●岡山県保健医療部医薬安全課特定保健対策班

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

TEL 086-226-7342（直通）

●特定非営利活動法人 岡山県腎臓病協議会

TEL 086-231-1916 FAX 086-233-3593

E-mail : okazin@mx91.tiki.ne.jp

URL : <https://www.okajin.jp/>

連絡先一覧

○行政機関

・県

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|---------------------------|----------------------------|-------------------|
| 保健医療部 医薬安全課 特定保健対策班 | 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 | (086) 226-7342 |

・保健所

| | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 管 轄 区 域 |
|--------------------------------------------|---------------|-----------------------------|-------------------|-------------------------|
| 岡山 県 の 保 健 所 ・ 支 所 | 備前保健所 | 〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 | (086) 272-3934 | 玉野市、瀬戸内市、 吉備中央町 |
| | 備前保健所 東備支所 | 〒709-0492 和気町和気487-2 | (0869) 92-5180 | 備前市、赤磐市、和気町 |
| | 備中保健所 | 〒710-8530 倉敷市羽島1083 | (086) 434-7024 | 総社市、早島町 |
| | 備中保健所 井笠支所 | 〒714-8502 笠岡市六番町2-5 | (0865) 69-1675 | 笠岡市、井原市、浅口市、 里庄町、矢掛町 |
| | 備北保健所 | 〒716-8585 高梁市落合町近似286-1 | (0866) 21-2836 | 高梁市 |
| | 備北保健所 新見支所 | 〒718-8550 新見市高尾2400 | (0867) 72-5691 | 新見市 |
| | 真庭保健所 | 〒717-8501 真庭市勝山591 | (0867) 44-2990 | 真庭市、新庄村 |
| | 美作保健所 | 〒708-0051 津山市椿高下114 | (0868) 23-0163 | 津山市、鏡野町、久米南町、 美咲町 |
| | 美作保健所 勝英支所 | 〒707-8585 美作市入田291-2 | (0868) 73-4054 | 美作市、勝央町、奈義町、 西粟倉村 |

| | 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------|----------------------|-----------------------------------------|-------------------|
| 岡 山 市 | 岡山市保健所 | 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館2 F | (086) 803-1271 |
| | 北区中央保健センター | 〒700-8546 岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館2 F | (086) 803-1265 |
| | 北区北保健センター | 〒700-0071 岡山市北区谷万成2-6-33北ふれあいセンター3 F | (086) 251-6515 |
| | 北区北保健センター 御津・建部分室 | 〒709-3198 岡山市北区建部町福渡489 建部支所内 | (086) 722-1114 |
| | 中区保健センター | 〒702-8002 岡山市中区桑野715-2 岡山ふれあいセンター1 F | (086) 274-5164 |
| | 東区保健センター | 〒704-8192 岡山市東区西大寺中野本町4-5 | (086) 943-3210 |

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-------------------|
| 南区西保健センター | 〒701-0205 岡山市南区妹尾880-1 西ふれあいセンター2F | (086) 281-9625 |
| 南区南保健センター | 〒702-8021 岡山市南区福田690-1 南ふれあいセンター2F | (086) 261-7051 |

| 名 称 | | 所 在 地 | 電話番号 |
|-----|------------|-----------------------------------|-------------------|
| 倉 | 倉敷市保健所 | 〒710-0834 | (086) |
| | 保健課保健医療係 | 倉敷市笹沖170 | 434-9812 |
| 敷 | 児島保健福祉センター | 〒711-8565 | (086) |
| | 児島保健推進室 | 倉敷市児島小川町3681-3 児島支所内 | 473-4371 |
| 市 | 玉島保健福祉センター | 〒713-8565 | (086) |
| | 玉島保健推進室 | 倉敷市玉島阿賀崎1-1-1 玉島支所内 | 522-8113 |
| | 水島保健福祉センター | 〒712-8565 | (086) |
| | 水島保健推進室 | 倉敷市水島北幸町1-1 水島支所内 | 446-1115 |
| | 真備保健推進室 | 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141-1 真備支所内 | (086) 698-5111 |

| | 市町村 | 郵便番号 | 役場所在地 | 代表電話 |
|----|------|----------|----------------|----------------|
| 1 | 岡山市 | 700-8544 | 岡山市北区大供1-1-1 | (086) 803-1000 |
| | 北区 | 700-8544 | 岡山市北区大供1-1-1 | (086) 803-1000 |
| | 中区 | 703-8544 | 岡山市中区浜3-7-15 | (086) 803-1000 |
| | 東区 | 704-8555 | 岡山市東区西大寺南1-2-4 | (086) 803-1000 |
| | 南区 | 702-8544 | 岡山市南区浦安南町495-5 | (086) 803-1000 |
| 2 | 倉敷市 | 710-8565 | 倉敷市西中新田640 | (086) 426-3030 |
| 3 | 津山市 | 708-8501 | 津山市山北520 | (0868) 23-2111 |
| 4 | 玉野市 | 706-8510 | 玉野市宇野1-27-1 | (0863) 32-5588 |
| 5 | 笠岡市 | 714-8601 | 笠岡市中央町1-1 | (0865) 69-2121 |
| 6 | 井原市 | 715-8601 | 井原市井原町311-1 | (0866) 62-9500 |
| 7 | 総社市 | 719-1192 | 総社市中央1-1-1 | (0866) 92-8200 |
| 8 | 高梁市 | 716-8501 | 高梁市松原通2043 | (0866) 21-0200 |
| 9 | 新見市 | 718-8501 | 新見市新見310-3 | (0867) 72-6111 |
| 10 | 備前市 | 705-8602 | 備前市東片上126 | (0869) 64-3301 |
| 11 | 瀬戸内市 | 701-4292 | 瀬戸内市邑久町尾張300-1 | (0869) 22-1111 |
| 12 | 赤磐市 | 709-0898 | 赤磐市下市344 | (086) 955-1111 |
| 13 | 真庭市 | 719-3292 | 真庭市久世2927-2 | (0867) 42-1111 |
| 14 | 美作市 | 707-8501 | 美作市栄町38-2 | (0868) 72-1111 |
| 15 | 浅口市 | 719-0295 | 浅口市鴨方町六条院中3050 | (0865) 44-7000 |
| 16 | 和気町 | 709-0495 | 和気郡和気町尺所555 | (0869) 93-1121 |
| 17 | 早島町 | 701-0303 | 都窪郡早島町前潟360-1 | (086) 482-0611 |
| 18 | 里庄町 | 719-0398 | 浅口郡里庄町里見1107-2 | (0865) 64-3111 |

| | | | | |
|----|-------|----------|-----------------|----------------|
| 19 | 矢掛町 | 714-1297 | 小田郡矢掛町矢掛3018 | (0866) 82-1010 |
| 20 | 新庄村 | 717-0201 | 真庭郡新庄村2008-1 | (0867) 56-2626 |
| 21 | 鏡野町 | 708-0392 | 苫田郡鏡野町竹田660 | (0868) 54-2111 |
| 22 | 勝央町 | 709-4316 | 勝田郡勝央町勝間田201 | (0868) 38-3111 |
| 23 | 奈義町 | 708-1392 | 勝田郡奈義町豊沢306-1 | (0868) 36-4111 |
| 24 | 西粟倉村 | 707-0503 | 英田郡西粟倉村大字影石33-1 | (0868) 79-2111 |
| 25 | 久米南町 | 709-3614 | 久米郡久米南町下弓削502-1 | (086) 728-2111 |
| 26 | 美咲町 | 709-3717 | 久米郡美咲町原田1735 | (0868) 66-1111 |
| 27 | 吉備中央町 | 716-1192 | 加賀郡吉備中央町豊野1-2 | (0866) 54-1313 |

・消防本部

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 | 管 轄 区 域 |
|------------------|----------------------------|-------------------|--------------------------|
| 岡山市消防局 | 〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 | (086) 234-0119 | 岡山市、吉備中央町 |
| 倉敷市消防局 | 〒710-0824 倉敷市白楽町162-5 | (086) 426-1190 | 倉敷市、早島町、浅口市(旧金光町) |
| 津山圏域消防組合 消防本部 | 〒708-0822 津山市林田95 | (0868) 31-1119 | 津山市、鏡野町、久米南町、美咲町、勝央町、奈義町 |
| 玉野市消防本部 | 〒706-0011 玉野市田井2-4502 | (0863) 31-5711 | 玉野市 |
| 笠岡地区消防組合 消防本部 | 〒714-0098 笠岡市十一番町4-3 | (0865) 63-5119 | 浅口市(旧鴨方町、旧寄島町)、笠岡市、里庄町 |
| 井原地区消防組合 消防本部 | 〒715-0014 井原市七日市町3216 | (0866) 62-1260 | 井原市、矢掛町 |
| 総社市消防本部 | 〒719-1155 総社市小寺377 | (0866) 92-8342 | 総社市 |
| 高梁市消防本部 | 〒716-0005 高梁市川端町38-1 | (0866) 21-0122 | 高梁市 |
| 新見市消防本部 | 〒718-0011 新見市新見312-2 | (0867) 72-2810 | 新見市 |
| 東備消防組合消防 本部 | 〒705-0021 備前市西片上2039 | (0869) 64-1119 | 備前市、和気町 |
| 真庭市消防本部 | 〒719-3204 真庭市惣254-8 | (0867) 42-1190 | 真庭市、新庄村 |
| 美作市消防本部 | 〒707-0024 美作市檜原下1100 | (0868) 72-0119 | 美作市、西粟倉村 |
| 赤磐市消防本部 | 〒709-0807 赤磐市津崎114 | (086) 955-2244 | 赤磐市 |
| 瀬戸内市消防本部 | 〒701-4214 瀬戸市内邑久町本庄1795 | (0869) 22-1333 | 瀬戸内市 |

○電力会社

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------|
| 中国電力ネットワーク（株） 岡山ネットワークセンター | 〒700-8507 岡山市北区青江2丁目6番51号 | (0120) 411-353 |

○医療関係機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------------|------------------------------------|-------------------|
| (公社) 岡山県医師会 | 〒700-0024 岡山市北区駅元町19-2 | (086) 250-5111 |
| (一社) 岡山県病院協会 | 〒700-0024 岡山市北区駅元町19-2岡山県医師会館5F | (086) 250-1124 |

○透析医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 |
|--------------------------|---------------------------------|-------------------|
| 岡山済生会外来センター病院 | 〒700-0013 岡山市北区伊福町1丁目17番18号 | (086) 252-2211 |
| 岡山中央病院 | 〒700-0017 岡山市北区伊島北町6番3号 | (086) 252-3221 |
| のなか内科腎診療所 | 〒700-0065 岡山市北区野殿東町3番33号 | (086) 253-5173 |
| 渡辺医院 | 〒701-1341 岡山市北区吉備津1022番地の6 | (086) 287-7232 |
| 岡山市久米南町組合立 国民健康保険福渡病院 | 〒709-3111 岡山市北区建部町福渡1000 | (086) 722-0525 |
| 光生病院 | 〒700-0985 岡山市北区厚生町3丁目8番35号 | (086) 222-6806 |
| 済生会吉備病院 | 〒701-1334 岡山市北区高松原古才584-1 | (086) 287-8655 |
| 岡山済生会総合病院 | 〒700-8511 岡山市北区国体町2番25号 | (086) 252-2211 |
| 岡山大学病院 | 〒700-8558 岡山市北区鹿田町2-5-1 | (086) 223-7151 |
| 福島内科医院 | 〒700-0027 岡山市北区清心町3番18号 | (086) 255-1281 |
| 青江クリニック | 〒700-0941 岡山市北区青江5丁目1番3号 | (086) 226-5022 |
| 岡山赤十字病院 | 〒700-8607 岡山市北区青江2丁目1番1号 | (086) 222-8811 |
| 木本内科医院 | 〒700-0912 岡山市北区大供表町3番12-101号 | (086) 231-2688 |
| 幸町記念病院 | 〒700-0923 岡山市北区大元駅前3-57 | (086) 233-3011 |

| | | |
|----------------|--------------------------------|-------------------|
| 心臓病センター榊原病院 | 〒700-0804 岡山市北区中井町2-5-1 | (086) 225-7111 |
| 川崎医科大学総合医療センター | 〒700-8505 岡山市北区中山下二丁目6番1号 | (086) 225-2111 |
| 笛木内科医院 | 〒701-0153 岡山市北区庭瀬183番地1 | (086) 292-0033 |
| 岡山医療センター | 〒701-1192 岡山市北区田益1711-1 | (086) 294-9911 |
| おかやま西クリニック | 〒701-1202 岡山市北区檜津498-1 | (086) 250-1000 |
| 南方クリニック | 〒700-0807 岡山市北区南方3丁目10-33 | (086) 224-3739 |
| 岡山協立病院 | 〒703-8511 岡山市中区赤坂本町8番10号 | (086) 272-2121 |
| 岡山照陽クリニック | 〒703-8265 岡山市中区倉田324-61 | (086) 274-1700 |
| ながけクリニック | 〒703-8205 岡山市中区中井454-1 | (086) 207-6788 |
| 東岡山ながけクリニック | 〒703-8217 岡山市中区土田805-1 | (086) 278-0122 |
| 岡山西大寺病院 | 〒704-8194 岡山市東区金岡東町1丁目1番70号 | (086) 943-2211 |
| 岩藤胃腸科外科歯科クリニック | 〒709-0855 岡山市東区瀬戸町沖343 | (086) 952-1166 |
| 岡村一心堂病院 | 〒704-8117 岡山市東区西大寺南2丁目1番7号 | (086) 942-9900 |
| 康愛クリニック | 〒702-8036 岡山市南区三浜町2丁目2番8号 | (086) 262-2323 |
| 重井医学研究所附属病院 | 〒701-0202 岡山市南区山田2117 | (086) 282-5311 |
| 玉島中央病院 | 〒713-8121 倉敷市玉島阿賀崎2丁目1番1号 | (086) 526-8111 |
| 玉島協同病院 | 〒713-8123 倉敷市玉島柏島5209-1 | (086) 523-1234 |
| しげい病院 | 〒710-0051 倉敷市幸町2番30号 | (086) 422-3655 |
| なんば内科クリニック | 〒711-0921 倉敷市児島駅前1-83 | (086) 473-7008 |
| 児島中央病院 | 〒711-0912 倉敷市児島小川町3685番地 | (086) 472-1611 |
| 川崎医科大学附属病院 | 〒701-0192 倉敷市松島577番地 | (086) 462-1111 |

| | | |
|-------------|------------------------------|-------------------|
| 西崎内科医院 | 〒710-0253 倉敷市新倉敷駅前3-119-1 | (086) 526-6200 |
| 吉田内科クリニック | 〒710-0038 倉敷市新田2757 | (086) 430-3838 |
| まび記念病院 | 〒710-1313 倉敷市真備町川辺2000番地1 | (086) 698-2248 |
| 水島協同病院 | 〒712-8567 倉敷市水島南春日町1番1号 | (086) 444-3211 |
| 多田クリニック | 〒710-0023 倉敷市帯高531 | (086) 428-2255 |
| 倉敷スイートホスピタル | 〒710-0016 倉敷市中庄3542-1 | (086) 463-7111 |
| 川井クリニック | 〒701-0115 倉敷市二子135番地1 | (086) 463-0700 |
| 倉敷成人病センター | 〒710-8522 倉敷市白楽町250番地 | (086) 422-2111 |
| 倉敷中央病院 | 〒710-8602 倉敷市美和1丁目1番1号 | (086) 422-0210 |
| おおうみクリニック | 〒708-0842 津山市河辺933-3 | (0868) 21-0033 |
| 津山中央病院 | 〒708-0841 津山市川崎1756番地 | (0868) 21-8111 |
| 石川病院 | 〒708-0841 津山市川崎554-5 | (0868) 26-2188 |
| 小畑醫院 | 〒708-0806 津山市大田452-6 | (0868) 27-2111 |
| 津山中央記念病院 | 〒708-0024 津山市二階町71番地 | (0868) 22-6111 |
| 三村医院 | 〒708-0003 津山市北園町35番地の5 | (0868) 23-5225 |
| 海岸通りクリニック | 〒706-0011 玉野市宇野1-42-26 | (0863) 31-3400 |
| 笠岡第一病院 | 〒714-0043 笠岡市横島1945 | (0865) 67-0211 |
| 菅病院 | 〒715-0019 井原市井原町124 | (0866) 62-2831 |
| タカヤクリニック | 〒715-0024 井原市高屋町3-24-10 | (0866) 67-0011 |
| 杉本クリニック | 〒719-1136 総社市駅前2-18-21 | (0866) 92-1000 |
| JIKEIクリニック | 〒719-1131 総社市中央3-3-113 | (0866) 92-0146 |

| | | |
|-----------------|------------------------------|-------------------|
| 池田医院 | 〒716-0021 高梁市中間町58番地 | (0866) 22-2244 |
| 高梁中央病院 | 〒716-0033 高梁市南町53番地 | (0866) 22-3636 |
| 新見クリニック | 〒718-0017 新見市西方450番地 | (0867) 72-8183 |
| 備前市国民健康保険市立備前病院 | 〒705-8501 備前市伊部2245番地 | (0869) 64-3385 |
| 備前市国民健康保険市立吉永病院 | 〒709-0224 備前市吉永町吉永中563-4 | (0869) 84-2120 |
| おさふねクリニック | 〒701-4264 瀬戸内市長船町土師332番地1 | (0869) 26-8080 |
| 赤磐医師会病院 | 〒709-0816 赤磐市下市187番地の1 | (086) 955-6688 |
| 落合病院 | 〒719-3197 真庭市上市瀬341番地 | (0867) 52-1133 |
| 金光病院 | 〒719-0104 浅口市金光町占見新田740 | (0865) 42-3211 |
| 北川病院 | 〒709-0497 和气郡和气町和气277 | (0869) 93-1141 |
| しげい腎クリニック早島 | 〒701-0303 都窪郡早島町前潟277 | (086) 436-6888 |
| さとう記念病院 | 〒709-4312 勝田郡勝央町黒土45 | (0868) 38-6688 |

○患者会

| 団体名 | 連絡先 | |
|------------------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 事務局電話番号 | 備考 |
| 特定非営利活動法人 岡山県腎臓病協議会 | (086) 231-1916 | https://www.okajin.jp/ E-mail:okazin@mx91.tiki.ne.jp |